社会福祉法人長野市社会福祉協議会顕彰基準

（趣　旨）

　１　長野市社会福祉大会において、会長が顕彰を行うものの選考については、この基準によるものとする。

（顕彰の定義）

　２　この基準でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

（表　彰）

　３　表彰は、５月３１日を基準とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、（１）アに当たっては、該当年度の11月30日現在とする。

（１）社会福祉功労者

　　ア　民生委員・児童委員及び保護司

民生委員・児童委員及び保護司の現職にあって、在職期間が民生委員・児童委員は９年以上、保護司は１０年以上（在職期間が中断されている場合は通算とする。）の者とする。ただし、特に功労抜群と認められる者については、在職期間の条件を緩和することができる。

既往において、民生委員・児童委員及び保護司の功労者として上部団体の表彰を受けた者は除く。

　　イ　福祉推進員

福祉推進員の現職であって、在職期間が１０年以上（在職期間が中断されている場合、通算する。）の者とする。ただし、特に功労抜群と認められる者については、在職期間の条件を緩和することができる。

　　ウ　民間社会福祉団体の役員

現職であって役員としての在職期間が１０年以上（在職期間が中断されている場合、通算する。）の者とする。ただし、特に功労抜群と認められる者については、在職期間の条件を緩和することができる。

既往において、社会福祉事業功労者として上部団体の表彰を受けた者は除く。

　　エ　その他社会福祉功労者

永年にわたり率先して社会福祉活動を行い、その功績が特に顕著な者とする。

既往において、社会福祉功労者として上部団体の表彰を受けた者は除く。

（２）優良地区社会福祉協議会及び平成22年4月以降においてその活動を引き続き継続している地区住民自治協議会における団体

その活動が優れており、他の範とするに足りると認められるもの。

（感　謝）

４　感謝は、５月３１日を基準として次の者に対して行う。

（１）社会福祉事業協助者

社会福祉活動全般にわたり積極的に協力支援した個人及び団体

既往において、社会福祉事業協助者として本会及び上部団体の感謝を受けた者は除く。

（２）私財の寄附

社会福祉のために、長野市社会福祉協議会に10万円以上の私財を寄附したもの。

（選　考）

５　顕彰者の選考は、会長が委嘱した選考委員によって構成する選考委員会において、この基準に基づいて選考を行う。

附　則

この基準は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成29年３月１日から施行する。